

1 新型コロナウイルス関係

バリ州、西ヌサ・トゥンガラ州、東ヌサ・トゥンガラ州（以下「当館管轄州」と称す）における最新情報は、以下のとおりです。

インドネシア国内で変異株も確認され、依然として収束の目処は不透明ですが、感染を避けるには感染源を断ち切るしかなく、密を避ける、適切にマスクを使用する、会話を伴う無用な飲食は避ける等の感染予防策を徹底する必要があります。

(1) 感染情報及び検査機関等

ア インドネシア保健省発表の感染情報（3月31日現在）

地域	累計感染	治療中	回復	死亡
インドネシア	1,511,712	122,524	1,348,330	40,858
バリ州	39,836	1,612	37,086	1,138
西ヌサ・トゥンガラ州	10,946	985	9489	472
東ヌサ・トゥンガラ州	12,468	1,424	10,699	345

※当館把握の管轄州内邦人感染者は、3月31日現在、バリ州で累計9人となっています。

イ 各州政府情報と医療機関情報

<バリ州>

- 最新の感染状況（<https://infocorona.baliprov.go.id>）
- 指定医療機関リスト（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100130559.pdf>）
- PCR検査や迅速抗原（Antigen）検査等が受検可能な医療機関（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100171047.pdf>）

<西ヌサ・トゥンガラ州>

- 最新の感染状況（<https://corona.ntbprov.go.id>）
- 指定医療機関リスト（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100130562.pdf>）
- PCR検査や迅速抗原（Antigen）検査等が受検可能な医療機関（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100171049.pdf>）

<東ヌサ・トゥンガラ州>

- 最新の感染状況（インスタグラム：pusdalopsprovntt）
- 指定医療機関リスト（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100099755.pdf>）
- PCR検査や迅速抗原（Antigen）検査等が受検可能な医療機関（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100171048.pdf>）

(2) 新型コロナウイルス関係各種規制措置

当館管轄州を含め、インドネシア国内の各種規制等については、頻繁に変更・追加が繰り返されています。感染状況に応じて地方自治体から規制措置が変更・追加されることも予想されますので、最新情報の入手と情報のアップデートに努めてください。

ア インドネシアへの入国（3月31日現在）

現在インドネシアには、一部の例外を除き、原則、有効な査証または滞在許可を持っている方以外は入国できません。入国一時停止措置の対象外となる外国人については、出発前3×24時間以内に検体採取されたPCR検査陰性証明書・健康証明書を提示した上で、到着時にもPCR検査を実施し、その結果が陰性であっても、自己負担にてジャカルタの

政府指定ホテルで5日間の隔離を行った後、再度PCR検査を行い、その受検結果が陰性であれば国内移動が許され、ジャカルタでの隔離を含め到着日から14日間は自主隔離とされています。

イ バリ州への入域（3月31日現在）

- 空路…出発前2×24時間以内のPCR検査または出発前1×24時間以内の迅速抗原検査の陰性証明書を提示するとともに、e-HACに登録する。
- 陸海路…出発前3×24時間以内のPCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書を提示する。

ウ バリ州保健プロトコール（3月31日現在）

3月4日以降、違反に対する措置が強化され、マスク着用等の保健プロトコール違反を犯した外国人（日本人を含む）には、1,000,000ルピア（インドネシア人は100,000ルピア）の反則金が科される場合があるとされました。また、2回目のプロトコール違反を犯した外国人は、国外追放措置の可能性があるとされています。

(3) 日本国政府による各種措置

ア 日本国政府によるインドネシアへの渡航中止勧告

日本国外務省は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大状況も踏まえ、2020年3月31日以降、インドネシアに対する感染症危険情報をレベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））としています。

イ 日本入国時の検疫手続き等（3月31日現在）

インドネシアからの邦人を含む全ての入国者に求められる必要手続き等は、以下のとおりです。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html）

- ① 出国前72時間以内の検査証明（陰性）の提示
- ② 誓約書の提出（自宅待機、公共機関不使用、各種アプリの導入等）
- ③ スマートフォンの携行とアプリ登録
 - ・ OEL（位置情報確認アプリ）
 - ・ Skype 又は WhatsApp（ビデオ通話アプリ）
 - ・ GoogleMaps 位置情報保存設定（位置情報保存）
 - ・ COCOA（接触確認アプリ）
- ④ 質問票の提出

2 犯罪情勢

(1) 一般犯罪（窃盗・詐欺等）

当館管轄州では、新型コロナウイルスにかかる社会活動制限のため休業・失業率が高くなってきており、主にローカル間の事件ではありますが、生活困窮を理由とした窃盗や侵入盗等の事件報道が散見されます。在宅・外出時を問わず、家屋の戸締まりや施錠は確実にし、外出先においても貴重品の管理には十分な注意が必要です。

・ クロボカン地区における居空き被害

2月中旬、バリ州バドゥン県クロボカン地区の在留邦人宅において、深夜就寝中の邦人宅からプールのポンプ機が窃取されるという窃盗（居空き）事件が発生しました。

・ ジンバラン地区におけるスキミング被害

3月初旬、バリ州バドゥン県ジンバラン地区のングラ・ライ・バイパス道路沿いの銀行設置ATMにおいて在留邦人被害にかかるスキミングが発生しました。

・ 南デンパサール地区におけるスキミング被害

3月下旬、バリ州デンパサール市南デンパサール地区のングラ・ライ・バイパス道路沿いガソリンスタンド併設のATMで在留邦人被害にかかるスキミングが発生しました。

(2) 凶悪犯（強盗・殺人・強姦等）

当館管轄州において、邦人関連の事案発生は認知しておりません。ただし、ローカル間の事件は発生しており、特に昨年末から1月にかけて3件の殺人事件が発生するなど、事件の凶悪化傾向が懸念されています。

(3) その他

1月～3月中において、当館管轄州での邦人関連のその他の犯罪（粗暴犯、風俗犯、薬物犯、略取・誘拐等）の発生は認知しておりません。

3 テロ・爆発物事件情勢

当館管轄州において、テロ・爆発物事件は発生しておらず、具体的な危険情報もありませんが、インドネシア国内の他の地域では、テロ事件の発生とテロリスト検挙報道が続いており、直近では3月28日（マカッサル教会前自爆テロ）、3月31日（ジャカルタ国家警察けん銃襲撃）の発生がありました。引き続きテロの標的となりやすい場所（政府・警察関係施設、宗教関連施設、外国人が多く集まる場所等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、万一不審な人物や物、状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等、自身の安全確保に努める必要があります。

4 デモ・抗議活動等

3月8日、パプア出身者によるデモが計画されていましたが、新型コロナウイルス規制のため警察からの許可が得られず、デモは行われませんでした。その他のデモ情報はありません。

5 交通事故等

交通量が回復傾向にあるため、安全確認の徹底や走行速度を控える等、事故に遭わないための防御運転を励行する必要があります。

6 自然災害

(1) アグン山の状況

現在、アグン山の噴火警戒レベル2（注意）となっております。火口から半径2キロメートル圏内への立ち入りは規制されていますので、登山等で立ち入ることはできません。

(2) レウオトロ山の状況（※在留届ベースでは、付近に在留邦人は見当たらず。）

2020年11月末に噴火した東ヌサ・トゥンガラ州レンバタ島のレウオトロ山ですが、噴火警戒レベル3（避難準備）が継続しています。火口から半径4キロメートル圏内へ

の立ち入りは禁止されています。

(3) 地震関連

当館管轄州周辺海域において、マグニチュード2~6程度の地震が発生しています。当該地震に関係する邦人被害の報告は、当館では確認していませんが、引き続き津波を含む地震の発生に注意が必要です。

(4) 洪水・土砂崩れ

例年に比べて降水量の多い雨季であったため、各地で洪水や倒木・土砂崩れが発生しました。山間部等では未だ地盤が緩んだ状態である可能性があるため注意が必要です。

7 感染症情報

(1) デング熱

デング熱は、蚊を媒体としてウイルス感染します。発症すれば、高熱、発疹、頭痛、骨関節痛、嘔気・嘔吐などの症状が見られ、重篤な場合は死に至ることもあります。屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊にさされないように注意が必要です。

(2) 狂犬病

狂犬病ウイルスは、全ての哺乳類を媒体とし、主に犬や野生動物に咬まれることで感染します。発病すると治療方法がなく、悲惨な神経症状を示してほぼ100%死亡する極めて危険なウイルス性の人獣共通感染症です。野良犬や野生動物への接触は避け、万一それらに咬まれた場合は、傷口を丁寧に洗浄し、医師に相談の上で必要に応じてワクチン接種する必要があります。

8 対日感情

対日感情は基本的に良好であり、特段の変化は見られません。

ただし、繁華街等での一部の外国人（主に欧米人）による新型コロナウイルス対策保健プロトコール違反が問題視されています。現在のところ、SNSや報道等でプロトコール違反外国人への嫌悪感情の現れのみには留まっていますが、類似の違反が度重なると、日本人を含む全ての外国人にその矛先が向く可能性もあります。

9 日本企業の安全に関わる諸問題

日系企業の安全に関わる問題は認知しておりません。

10 邦人援護事案

(1) 邦人援護事案の傾向

新型コロナウイルス規制による外国人の入国制限に伴う観光業の不振のため、体調不良や経済的困窮で当館への援護依頼が増加傾向にあります。また、ビザ手続きの懈怠により、インドネシア滞在資格を喪失した邦人の不法残留案件も増加傾向にあります。中でもビザ関連の相談が特に最近目立っています。

<例>・新型コロナ禍の救済措置（やむを得ない場合の滞在許可）終了を知らず、ビザ未取得で不法残留（罰金）になってしまった。

・ビザ申請を依頼していた友人の申請不備・遅滞によって不法残留（罰金）となった。

- ・ 安価なビザ申請代行を持ちかけてきた人物がお金を持ち逃げした。
- ・ ビザ有効期限間近の帰国を計画していた邦人が、搭乗前の PCR 検査で陽性結果となり、予定の帰国便に乗れず、回復までの期間が不法残留（罰金）として扱われた。
- ・ 飲食店経営の高齢者が、経営状態悪化により所持金が枯渇し自殺（未遂）を図った。
- ・ 高齢者が傷病悪化で寝たきり状態になっていたのを家主に発見された。

(2) 当館からのお願い

前記の例のようなトラブルに陥らないために、以下の点を再確認してください。

- 3ヶ月以上当館管轄州に滞在する場合は在留届を提出する。
- ビザ等の更新・申請は信用のできる人物（エージェント等）に依頼する。
- 帰国に際しては、PCR 検査陽性の可能性を考慮してビザ有効期限に余裕を持つ。
- 自己の経済状態をしっかり把握する。
- 傷病悪化前に医療体制の整った日本へ帰国する。
- 在留届記載の緊急連絡先が現在も万一の際に対応可能かを再確認する。
- 万一の緊急帰国に備えて必要な航空運賃等を確保しておく。

(了)